

〇〇町内会弔慰規程

第1条 会員および家族に弔事が生じた場合、その班長（組長）は、会長および他の班長（組長）に通知し、それぞれの班長（組長）は、その組の会員に通知するものとする。

第2条 弔事が生じた世帯の属する組内の会員は、必要に応じて葬儀の執行に協力するものとする。

第3条 会員および家族の弔事に対して、この会により次の弔慰金を送るものとする。

（1）世帯主 金〇〇〇〇〇円

（2）配偶者 金〇〇〇〇〇円

（3）同居家族 金〇〇〇〇〇円

第4条 会員への香典返しはしないものとする。

付 則

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。